

重大事故報告・公表制度の拡充に関する論点

1. 制度の対象分野の拡大について

「消費生活用製品以外の製品、食品、サービス、施設等」の中で、そもそも事故報告制度も安全規制も存在しないような分野へ本制度を拡大し、制度のすき間を埋める必要性は強く認められると考えられる。他方、例えば、食品衛生法上の事業者のように、既に他の法令に基づく制度により行政に対する事業者の報告が義務付けられている分野もあり、この場合、関係行政機関から消費者庁に対する情報の通知義務を規定している「消費者安全法」によっても、基本的には消費者庁における情報の集約が図られることになる。制度の対象分野の拡大に際し、このような他の法令に基づく制度及び「消費者安全法」による情報の集約と本制度による情報の集約との関係については、どのように考えるか。

2. 対象分野の拡大に伴う論点について

(報告しなければならない事故の内容について)

現行制度上の「重大製品事故」の範囲について、対象分野の拡大を踏まえつつ、どのように考えるか。

いわゆる「ヒヤリ・ハット」情報については、被害防止の観点からは有用性が認められるものの、本制度が事業者への義務付けを内容とするものである以上、適用範囲を明確化しなければならないことをも踏まえる必要がある。そのため、被害発生の兆候を示す何らかの事態を明確化していくことが考えられるが、対象分野が拡大された場合、被害発生兆候を示す事態としてどのようなものが考えられるか。

(公表について)

報告の対象分野の拡大に伴い、当該製品や食品等の起因性を究明する手法も多岐にわたることになるなど、これまでとは異なる起因性の究明及び公表の在り方について検討する必要性が生ずると考えられる(例えば、食品の場合、製品や施設とは異なり起因性の究明のために必要となる食品そのものが存在しないことがあり、本人の素因等の問題とも合わせ、起因性の究明が困難なことも多いと考えられる)。起因性の究明と公表の迅速性とはトレード・オフの関係にあり、集約した情報について、慎重な起因性の究明を踏まえれば、事実関係を明らかにしつつ消費者にとってわかりやすい形での公表も可能になると考えられるが、他方、起因性の究明を尽くそう

とすれば、相応の時間・労力及び費用を費やすことについて、どのように考えるか。

現行制度は、事故の製品起因性がないことが明らかでない限り公表の対象とする枠組みを採用しているが、この枠組みは、対象分野の拡大後も維持すべきか。さらに、現行制度においては、公表の対象となる事故のうち、一定の製品については製品起因性が明らかになる前であっても、事業者名等を含めた詳細な情報を公表しているが、対象分野の拡大に伴いこの運用も拡大することを検討する場合、事業者の正当な利益の確保との関係はどのように考えるべきか。

(その他)

現行制度上は、製品について一番熟知し、それに責任を持っていると考えられる製造事業者又は輸入事業者が報告義務者となり、重大製品事故が生じたことを知ったときから10日以内に報告しなければならないこととされている。本制度の対象分野の拡大に伴い、報告義務者や報告期限についてはどのように考えるべきか。